

令和8年度 山梨県交通安全運動基本要綱

第1 要綱の趣旨

この要綱は、山梨県の令和8年度における交通安全運動の計画的かつ効果的な推進を図るため、基本的な事項を定めるものとする。

第2 目 的

この運動は、人命尊重の基本理念に基づき、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民の参画と協働により悲惨な交通事故の発生を防止し、「安全・安心に暮らせる山梨」を築くことを目的とする。

第3 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

第4 交通安全スローガン

1 メインスローガン

安全の 気づかい乗せて 甲斐の道

2 サブスローガン

富士の道 目指そうマナーも 日本一

命より 大事な予定 ありますか

スマホ見る 2秒の脇見が 命とり

飲酒事故 失われるのは 互いの未来

守りたい 交通ルールと あの笑顔

第5 主 唱

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

第6 主催機関・団体、協賛機関・団体

別記1のとおり

第7 運動の重点目標

- 1 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 自転車等の安全適正利用の推進
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 早めのライト点灯・ハイビームの活用 of 徹底と反射材使用の推進

第8 主な推進事項
別記2のとおり

第9 交通安全運動等の名称と実施期間

運動等の名称	実施期間等	日数
春の全国交通安全運動 ※「交通事故死ゼロを目指す日」	4/6(月)～4/15(水) ※ 4/10(金)	10日間
夏の交通事故防止県民運動	7/21(火)～7/30(木)	10日間
秋の全国交通安全運動 ※「交通事故死ゼロを目指す日」	9/21(月)～9/30(水) ※ 9/30(水)	10日間
年末の交通事故防止県民運動	12/1(火)～12/31(木)	31日間
高齢者の交通事故防止運動 「高齢者の交通事故防止の日」	毎月15日	1日/月
山梨県飲酒運転根絶運動 「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」	1/1(金)～1/31(日)	31日間
全席シートベルト・チャイルドシート 着用徹底運動 「全席シートベルト・チャイルドシート 着用推進の日」	毎月14日	1日/月
自転車等の安全適正利用推進運動	5/1(金)～5/31(日)	31日間
二輪車交通事故防止運動 「二輪車事故防止の日」	4/29(水)～5/6(水) 8/19(水)	8日間
交通安全一市町村一運動	通年	

○秋の全国交通安全運動の実施期間については、国からの通知に基づき、変更する可能性があります。

第9 交通安全運動等の名称と実施期間（別表）

運 動	期 間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		上旬:中旬:下旬	上旬:中旬:下旬	上旬:中旬:下旬	上旬:中旬:下旬	上旬:中旬:下旬	上旬:中旬:下旬	上旬:中旬:下旬	上旬:中旬:下旬	上旬:中旬:下旬	上旬:中旬:下旬	上旬:中旬:下旬	上旬:中旬:下旬
春の全国交通安全運動 ※交通事故死ゼロを目指す日	4/6(月)～4/15(水) ※4/10(金)	←→ ●											
夏の交通事故防止県民運動	7/21(火)～7/30(木)				←→								
秋の全国交通安全運動 ※交通事故死ゼロを目指す日	9/21(月)～9/30(水) ※9/30(水)						←→ ●						
年末の交通事故防止県民運動	12/1(火)～12/31(木)									←→			
高齢者の交通事故防止運動 「高齢者の交通事故防止の日」	毎月15日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
山梨県飲酒運転根絶運動 「飲酒運転しない・させない山梨 キャンペーン」	1/1(金)～1/31(日)										←→		
全席シートベルト・チャイルドシート 着用徹底運動 「全席シートベルト・チャイルドシート 着用推進の日」	毎月14日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自転車等の安全適正利用推進運動	5/1(金)～5/31(日)		←→										
二輪車交通事故防止運動 ※二輪車事故防止の日	4/29(水)～5/6(水) ※8/19(水)		←→			●							
交通安全一市町村一運動	通年	←→											→

○秋の全国交通安全運動の実施期間については、国からの通知に基づき、変更する可能性があります。

第 10 各種運動の実施方法

- 1 各交通安全運動等の実施に当たっては、主唱機関・団体は、この基本要綱に基づくほか、その都度具体的な実施要領等を定める。
- 2 主催機関・団体は、「高齢者の交通事故防止運動」、「山梨県飲酒運転根絶運動」、「自転車等の安全適正利用推進運動」、「二輪車交通事故防止運動」、「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動」について、1 に定める実施要領に基づき実施する。
なお、市町村においては「交通安全一市町村一運動」についても取り組むこととする。
- 3 主催機関・団体は、本要綱及び各運動の実施要領等に基づく推進体制の確立を図り、それぞれの組織の特性を十分に踏まえつつ、必要に応じ実施計画等を定める等、家庭ぐるみ、地域ぐるみ、学校ぐるみ、職場ぐるみの創意工夫を凝らした各種交通安全運動を展開する。
- 4 協賛機関・団体は、運動の趣旨等について組織の末端までの浸透を図るとともに、それぞれの団体の特性に応じた交通安全運動を展開する。
- 5 主催機関・団体及び協賛機関・団体は、互いに連携を密にして、交通安全運動が真に県民総ぐるみの運動として効果を高めるよう努める。

別記 1(山梨県交通安全運動 主催機関・団体、協賛機関・団体)

●主催機関・団体 43 (順序不同)

山梨県
山梨県警察
山梨県教育委員会
山梨県議会
市町村
市町村教育委員会
関東運輸局山梨運輸支局
山梨労働局
国土交通省甲府河川国道事務所
山梨県市長会
山梨県町村会
山梨県道路公社
中日本高速道路(株)東京支社甲府保全・サービスセンター
中日本高速道路(株)東京支社大月保全・サービスセンター
J R東日本八王子支社
J R東日本長野支社
J R東海静岡支社
富士急行(株)
山梨県公民館連絡協議会
山梨県老人クラブ連合会
山梨県青少年団体連絡協議会
山梨県連合婦人会

山梨県女性団体協議会
山梨県交通安全協会
山梨県安全運転管理者協議会
山梨県高速道路交通安全協議会
山梨県農協交通安全運動推進協議会
自動車安全運転センター山梨県事務所
自動車事故対策機構山梨支所
山梨県バス協会
山梨県タクシー協会
山梨県トラック協会
山梨県自動車整備振興会
山梨県軽自動車協会
軽自動車検査協会山梨事務所
山梨県二輪車普及安全協会
山梨県二輪車安全運転推進委員会
山梨県自動車販売店協会
山梨県指定自動車教習所協会
山梨県自転車軽自動車商協同組合
日本自動車連盟山梨支部
山梨県食品衛生協会
独立行政法人 自動車技術総合機構 関東検査部 山梨事務所

●協賛機関・団体 66 (順序不同)

甲府地方検察庁
甲府地方方法務局
甲府地方気象台
甲府保護観察所
甲府少年鑑別所
山梨県市議会議長会
山梨県町村議会議長会
山梨県公立小中学校長会
山梨県高等学校長協会
山梨県市町村教育委員会連合会
山梨県私学教育振興会
山梨県PTA協議会
山梨県高等学校PTA連合会
山梨県社会教育委員連絡協議会
山梨県保育協議会
山梨県専修学校各種学校協会
山梨県私立中学校高等学校PTA連合会
山梨県私立幼稚園PTA連合会
山梨県高等学校生徒指導主事連絡会
山梨県少年補導員連絡協議会
山梨県学校警察補導連絡中央協議会
ボーイスカウト山梨連盟
ガールスカウト山梨県連盟
日本道路交通情報センター甲府センター
山梨県身体障害者運転者会
山梨県中古自動車販売協会
山梨県レンタカー協会
損害保険料率算出機構甲府自賠責損害調査事務所
山梨県消防協会
山梨県建設業協会
山梨県砂利組合連合会
山梨県山砕石事業協同組合
山梨県農業機械商業協同組合

山梨県石油協同組合
やまなし観光推進機構
山梨県弁護士会
山梨県医師会
山梨県社会福祉協議会
山梨県人権擁護委員連合会
山梨県商工会議所連合会
山梨県商工会連合会
山梨県防犯協会
日本損害保険協会関東支部山梨損保会
山梨県老人福祉施設協議会
山梨県銀行協会
山梨県信用金庫協会
山梨県信用組合協会
(一社)生命保険協会山梨県協会
日本郵便株式会社甲府中央郵便局
山梨県たばこ商業協同組合連合会
N T T 東日本
山梨県小売酒販組合連合会
日本赤十字社山梨県支部
山梨県鮎商生活衛生同業組合
山梨県職員自家用車通勤者友の会
山梨県遊技業協同組合
山梨県大型店協議会
山梨県中小企業団体中央会
山梨県興行生活衛生同業組合
甲府・南・北・西・富士吉田ロータリークラブ
山梨県歯科医師会
甲府ホテル旅館協同組合
ライオンズクラブ オール山梨
環境パートナーシップやまなし
山梨県犯罪被害者支援連絡協議会
地域交通安全活動推進委員協議会

●協賛報道機関 16 (順序不同)

山梨放送
テレビ山梨
NHK甲府放送局
山梨日日新聞社
朝日新聞甲府総局
毎日新聞甲府支局
読売新聞甲府支局
産経新聞甲府支局

日本経済新聞甲府支局
共同通信甲府支局
時事通信甲府支局
テレビ朝日甲府支局
エフエム富士
山梨県CATV連絡協議会
山梨新報社
エフエム甲府

(合 計 125 機関・団体)

別記 2 主 な 推 進 事 項

運動の重点	推進項目	推進事項
1 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止	(1) 高齢者と子供に対する保護意識の高揚	ア 「見る」「止まる」「ゆずる」3る一励行運動等を通じて、運転者には思いやりのある運転の励行・徹底を促し、高齢者や子供の歩行者・自転車利用者を見かけたら減速・徐行・一時停止を心がけるよう、交通弱者への保護意識を徹底させる。 また、歩行者に対しては交通ルールの遵守、とりわけ高齢歩行者には自身の身体機能の変化等を認識した安全な道路の横断方法について実践を促し、運転者・歩行者双方に効果的な広報啓発を実施する。 イ 「高齢運転者標識」を表示している自動車に対する保護義務を周知徹底させる。 ウ 高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対し、街頭で、交通安全指導、保護・誘導活動を実施する。 エ 世代間交流による交通安全活動を推進し、地域における高齢者と子供を守る保護意識の高揚を図る。 オ 子供に対する「一声運動」を積極的に展開するとともに、街頭における保護誘導活動を実施する。 カ 家庭、学校、職場、地域における交通安全教育を充実させるため、交通安全指導者の育成を図る。
	(2) 高齢者に対する交通安全教育等の推進 (高齢運転者の事故防止)	ア 自治会、老人クラブ、ゲートボールクラブ等の団体活動の場を利用し交通安全教室等を開催し、交通安全情報を提供する。 イ 各種団体等の高齢者宅訪問活動による個別指導等を通じて、日頃、老人クラブ等の行事に参加しない高齢者に対してもきめ細かな交通安全指導を行う。 ウ 電動車いす、自転車の安全な利用方法と、歩行時、電動車いす利用時、自転車利用時における道路の安全な横断方法等について指導啓発を行う。 エ 高齢運転者に対する実技講習、運転適性診断等による指導を徹底するとともに、安全運転に支障のある高齢運転者及びその家族などに運転適性相談の利用を勧める。 オ 高齢運転者やその家族に対し申請による免許の取消し制度（自主返納制度）を周知する。 また、自主返納した高齢運転者の代替交通手段の確保や、支援制度の拡充に向けた取組を行う。 カ 関係機関・団体が連携し、「安全運転サポート車」に対する普及啓発、サボカー限定免許について広報啓発を推進する。 キ 70歳以上の運転者に対し「高齢運転者標識」の表示効果を周知し、その使用を促進する。 ク 交通安全教室や各種講習会等において、反射材の活用や自転車利用時の正しい交通ルール、交通マナー、自転車の点検整備の励行等について教育・指導を行う。 ケ 反射材等の視認効果を理解してもらうため、「キラリ光って交通安全」等、参加・体験・実践型の交通安全教育を強化し、夕暮れ時や夜間外出時における反射材の積極的な利用を徹底する。 コ 自治会活動等を通じ、高齢者自らの交通安全活動の活性化を図る。
	(3) 子供に対する交通安全教育等の推進	ア 幼児交通安全クラブ、子供クラブ、PTA等の団体と連携して「交通安全教室」を開催し、子供の自発的な安全行動が高められるような交通安全教育を推進する。 イ 幼稚園、保育所、小・中学校等においては、交通安全教育指針を準用した年間計画を作成するなどして積極的な交通安全教育の徹底を図る。 ウ 小・中学校の児童・生徒を対象に、「自転車の安全な乗り方教室」等を定期的に開催するとともに、自転車の点検整備の励行及び反射材の活用等について、自転車軽自動車商協同組合の講師派遣制度等を活用し、効果的な教育・指導を行う。
	(4) 高齢者の交通事故防止	ア 「高齢者の交通事故防止運動」「高齢者の交通事故防止の日」を毎月15日に実施し、高齢者の交通事故防止の徹底に努めるとともに、県民の交通安全意識の一層の醸成を図る。 イ 高齢者は軽微な衝突でも死に至るケースがあることなどを広報啓発し、県民の交通安全行動に活かす。
	(5) 通学路における交通安全の確保	ア 通学路等にある危険箇所について、各関係機関で情報を共有し、相互の連携のもと、交通環境の整備、交通安全ボランティアの活用、交通安全教育の推進等、問題解決に向けた取り組みを効果的に実施する。 イ 「通学路の交通安全対策（危険箇所の実態把握調査）」の成果を踏まえ、判明した危険箇所に対する道路環境の整備（歩道・自転車道等の整備、ガードレール、縁石の設置、歩行者を保護する施設の整備等）及び「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策を積極的に推進する。

運動の重点	推進項目	推進事項
2 飲酒運転の根絶 重大事故に直結する恐れのある飲酒運転の根絶に向けて、家庭、学校、職場、地域ぐるみで運動を推進する。	飲酒運転の根絶	ア 「山梨県飲酒運転根絶運動」「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」を実施し、市町村及び関係機関・団体が連携した広報啓発等の取組を推進する。 イ 「飲酒運転四ない運動」（運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転を許さない）を強力に推進する。 ウ 飲酒運転根絶のための研修会・講習会を実施する。 エ 酒類を提供する飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底を図る。 オ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守について周知徹底する。 カ 飲酒運転の取締りを強化する。 キ 関係機関が連携し、様々な機会において飲酒運転対策を推進する。
3 自転車等の安全適正利用の推進 自転車等利用者の交通安全意識を高め、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上を図る。	自転車等の安全適正利用の推進	ア 「自転車等の安全適正利用推進運動」を実施し、市町村及び関係機関・団体が連携した広報啓発等の取組を推進する。 イ 自転車の安全で適正な利用を推進するため、次の五則の徹底を図る。 「自転車安全利用五則」 一 自転車は、車道が原則、歩道は例外、歩行者を優先 二 交差点では信号と一時停止を守って安全確認 三 夜間はライトを点灯 四 飲酒運転は禁止 五 ヘルメットを着用 ウ イに掲げる「自転車安全利用五則」のほか、自転車等が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限られること等の交通違反について周知徹底する。 エ 学校、認定こども園、保育所、福祉施設、社会教育施設等における交通安全教育や自転車等の利用者が参加する各種の講習会等あらゆる機会において、「自転車の交通安全教育ガイドライン」と「自転車ルールブック」に基づき、自転車等の通行ルール等の周知を図る。 オ 灯火や反射器材等交通事故の防止のための措置及びヘルメット着用努力義務化について周知する等、交通事故による被害の軽減に資する器具の着用をさせる等の安全上の措置の普及促進を図る。 カ 自転車等の点検整備及び防犯対策の普及促進を図る。 キ 自転車等事故被害者の救済に資するため、自転車損害賠償責任保険等の普及啓発を図る。 ク 正しい駐輪方法の徹底を図る。 ケ 自転車等専用通行帯の設置等、走行空間の整備を促進する。 コ 自転車等利用者の悪質・危険な交通法令違反に対する指導及び取締りを強化し、特に、適切なブレーキを備えていないため危険と認められる自転車についてはブレーキ検査、指導等を行う。 サ 危険行為（信号無視等 16 類型）を繰り返す自転車運転者に対する自転車講習制度の周知徹底を図る。 シ 危険行為（信号無視等 16 類型）を繰り返す自転車運転者に対する指導啓発活動の徹底を図る。 ス 特定小型原動機付自転車等に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底を図る。 セ 特定小型原動機付自転車等の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用について広報啓発の推進を図る。 ソ 市町村、学校その他関係機関と連携し、自転車に対する反則通告制度の導入に関する情報発信を強力に推進し、県民への周知を図る。
4 二輪車の交通事故防止 二輪車利用者の交通安全意識を高め、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上を図る。	二輪車の交通事故防止	ア 「二輪車交通事故防止運動」を実施し、市町村及び関係機関・団体が連携した広報啓発等の取組を推進する。 イ 交差点における一時停止・安全確認の徹底、カーブでの安全速度の遵守、ヘルメットの正しい着用の徹底とプロテクター装着など二輪車運転時の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進する。 ウ すり抜け走行、左側追い越し、路肩走行等の危険性について再認識させ危険走行の防止を図る。 エ 二輪車事故の傾向や発生原因、特性の理解や技術向上を目的とした講習会・イベント等の情報提供に努める。 オ 関係機関と連携を図り、二輪車実技講習等の開催と二輪車免許取得者に対する指導の徹底を図る。 カ 若者や免許取得後間もない運転者、高齢者に対する安全運転教育の充実を図る。 キ 来県者に対し二輪車運転時の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践について啓発を図る。 ク 二輪車の点検整備など適正な保守管理を促進する。

運動の重点	推進項目	推進事項												
5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用率の向上及び正しい使用方法の徹底を図る。	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	ア 「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動」を実施し、シートベルトとチャイルドシートの着用徹底の気運を醸成する。 イ 全ての座席、特に後部座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用に重点をおいた広報啓発活動を実施する。 ウ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」である（毎月）14日に、街頭啓発活動等を実施する。 エ チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法を普及するとともに、全席、特に後部座席のシートベルト着用を徹底させるため、講習会等の充実を図る。 オ 各種研修会・イベント等で、シートベルトコンビンサー（シートベルト衝撃体験装置）等を活用し、実際の体験から着用効果の周知を図る。 カ シートベルト及びチャイルドシート着用義務違反に対する指導取締りを徹底する。												
6 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底と反射材使用の推進	(1) 反射材使用の推進 (2) 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底	ア 夕暮れ時や夜間の歩行者事故、自転車事故を防止するため、デザイン性に優れた、良質な反射材・自発光照明具等を積極的に使用してもらい、明るく目立つ色の服装で外出するように広報啓発する。 イ 反射材の普及・活用について、効果を理解させる交通安全教育や広報啓発に努める。 ウ 各種イベントや街頭・展示施設などにおいて反射材の効果の周知を図る。 ア 夕暮れ時、早めに自動車の前照灯を点灯するように、目標時間を設定して、「夕暮れ時、早めのライト点灯」を促進する。 【夕暮れ時、早めのライト点灯目標時間】 <table border="1"> <tr> <td>4月 18:00</td> <td>8月 18:00</td> <td>12月 16:00</td> </tr> <tr> <td>5月 18:30</td> <td>9月 17:00</td> <td>1月 16:30</td> </tr> <tr> <td>6月 18:30</td> <td>10月 16:30</td> <td>2月 17:00</td> </tr> <tr> <td>7月 18:30</td> <td>11月 16:00</td> <td>3月 17:30</td> </tr> </table> イ 早めのライト点灯の必要性や効果について広報啓発をする。 ウ 前照灯は、交通量の多い市街地などを通行しているときを除き、ハイビームの活用を推進する。なお、対向車とすれ違う際や他の車の直後を通行する際はロービームを使用する等、こまめな切り替えを促進する。 エ 早朝時、雨天・曇天・濃霧などの悪天候時やトンネル内における自動車の前照灯の点灯を促す。 オ 自転車利用者に対しても、「夕暮れ時、早めのライト点灯」を呼びかける。	4月 18:00	8月 18:00	12月 16:00	5月 18:30	9月 17:00	1月 16:30	6月 18:30	10月 16:30	2月 17:00	7月 18:30	11月 16:00	3月 17:30
4月 18:00	8月 18:00	12月 16:00												
5月 18:30	9月 17:00	1月 16:30												
6月 18:30	10月 16:30	2月 17:00												
7月 18:30	11月 16:00	3月 17:30												
その他の推進事項														
	推進項目	推進事項												
	(1) 信号機のない横断歩道での歩行者優先の徹底	ア 「ダイヤチェック運動」を通じて、運転者に道路標示である『ダイヤモンド』の先には横断歩道があることを周知するとともに、『ダイヤモンド』を確認（チェック）したら前方を確認（チェック）し、横断歩行者や横断しようとする歩行者がいる場合は、停止線の手前で一時停止を徹底させる。 イ 「ハンドサイン運動」を通じて、歩行者及び運転者に「ハンドサイン」による双方向の意思表示の実践を促すための効果的な広報啓発を実施する。												
	(2) 運転中のスマートフォン等使用等禁止の徹底	ア 運転中のスマートフォン等の使用等禁止を徹底するために、街頭や販売店等において啓発活動を実施する。 イ 運転中のスマートフォン等使用等の危険性等について広報啓発をする。 ウ 交通安全教室や各種講習会、また各種会合等あらゆる機会を通じて、運転中のスマートフォン等使用等禁止のための教育・指導を行う。 エ 運転中のスマートフォン等使用等禁止違反に対する指導取締りを徹底する。												
	(3) 無免許運転等の禁止の徹底	無免許運転、並びに「車の提供」「要求又は依頼による同乗」等無免許運転を容認・助長する行為に対する、指導・取締りを徹底する。												

推進項目	推進事項
(4) 暴走運転の追放	ア 家庭、学校、職場、地域において「暴走族追放 三ない運動」（暴走をしない、させない、見に行かない）を推進する。 イ 市町村及び関係機関・団体が連携し、暴走族追放キャンペーン等を実施し、「暴走族を許さない社会環境づくり」を推進する。 ウ 関係機関と連携し暴走運転を追放する気運の醸成を図る。 エ 暴走族い集場所について、管理者と共同した締め出し対策を徹底する。 オ 共同危険行為、騒音運転等の集団暴走行為の取締りを強化し、グループの早期解体を促す。 カ 消音器等整備不良車両及び番号表示義務違反に対する指導取締りを徹底する。 キ 学校・PTAの個別指導による暴走族少年の補導を実施し、グループの解体を促進する。
(5) 悪質・危険な運転の追放	ア スピードの出し過ぎ、信号無視、無理な追い越し等の危険性について理解を深めるため、交通安全教育の充実を図る。 イ 事業所の運転者等が「安全速度推進車」のステッカーを車両後部に貼付し、運転者自ら模範的な交通行動を示すことにより、後続車も含めた走行車両全体の速度の抑制を図る。 ウ 「安全運転5則」（安全速度を守る、カーブの手前でスピードを落とす、交差点では必ず安全を確かめる、一時停止で横断歩行者の安全を守る、飲酒運転は絶対にしない）の徹底を図る。 エ 幹線道路等を重点に指導取締りを実施し、スピード違反、信号無視等の危険な運転の防止を図る。
(6) 自動車等の点検整備の促進、整備不良車等の一掃	ア 「自動車点検整備推進運動」等を通じて、自動車使用者の保守管理責任意識の醸成を図り、日常点検・定期点検整備の確実な実施を推進する。 イ 自動車部品販売業者等に対し、改造部品販売及び車両の不法改造の抑止指導を強化する。 ウ 街頭における車両検査等を行い、不法改造車に対する整備命令等の措置を強化する。 エ 土砂採取・運搬事業所等に対し、不法改造等による過積載防止の交通安全指導を実施する。 オ 二輪車の継続検査と自動車損害賠償責任保険加入の徹底を図り、無車検、無保険車両を一掃するため、街頭指導取締りを実施する。
(7) 夕暮れ時及び夜間の交通事故防止対策の推進	ア 運転者に対して、ハイビームの活用、夕暮れ時や夜間におけるスピードダウンの励行等、広報啓発活動を推進し、思いやりとゆとりのある安全運転の徹底を図る。 イ 夕暮れ時や夜間におけるスピードの出し過ぎ等、無謀運転に対する指導取締りを強化する。 ウ カーブ・交差点等の危険箇所について、視線誘導標（夜光反射材）、道路照明、高輝度標示等の設置を促進する。 エ 歩行者に対して各種交通安全教室等で、夜間の道路の危険性（車の速度や距離感がつかみにくいこと）、斜め横断の禁止、車の直前直後の横断の危険性等についての安全教育を推進する。
(8) 若者の交通事故防止対策の推進	ア 高校生の交通安全教育を充実するとともに、各高等学校では、マナーアップ運動、交通違反・交通事故「0」3か月運動など生徒が自ら参加・実践する交通安全運動を推進する。 イ 若年運転者に対して、運転者の社会的責任についての自覚を促すとともに、安全運転5則の励行やシートベルトの着用などを徹底するため交通安全教育を推進する。
(9) 適正な駐車秩序の確立	ア 自動車の適正な保管場所の確保を促進する。 イ 駐車対策重点路線等における違法駐車車両を一掃するため、指導取締りの強化を図る。 ウ 職場、地域ぐるみによる違法駐車一掃の気運の醸成を図るため、広報啓発活動を実施する。 エ 駐車場附置義務条例の制定促進を図る。 オ 違法駐車防止条例の制定促進を図る。
(10) 道路交通環境の整備	ア 「山梨県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」による、交通事故多発地点における道路環境の整備を積極的に推進する。 イ 標識ボックス制度等を通じて、標識類の点検整備を励行し、道路標識に対する保守点検意識の高揚を図る。 ウ 関係機関・団体と連携した総点検活動等により、交通信号機、道路標識等安全施設の点検・整備、交通事故多発地点（区間）に対する交通事故防止対策等を推進する。 エ 系統的でわかり易い道路案内標識を整備し、道路利用者へのサービス向上を図る。 オ 信号灯器のLED（発光ダイオード）化並びに道路標識、道路標示の高輝度化等を促進する。

	推進項目	推進事項
	(11) 障害者が安心して利用できる交通環境の整備と交通マナーの徹底	ア 障害者が安全に道路を通行できるような交通環境の整備と、街頭における誘導活動を促進する。 イ 「身体障害者標識」「聴覚障害者標識」を付けた車に対しては、ゆとりを持った車線変更等、思いやりのある運転を励行するよう広報啓発を行う。 ウ 「やまなし思いやりパーキング制度」の実施に伴い、思いやり駐車区画の適正利用が図られるよう広報啓発を行う。
	(12) 高速道路、踏切道における事故防止対策の推進	ア 高速道路における安全運転の確保を図るため、「高速安全運転5則」（安全速度を守る、十分な車間距離をとる、割り込みをしない、わき見運転をしない、路肩走行をしない）の広報啓発活動を推進する。 イ 高速道路は速度域が高く重大事故になりやすいため、飲酒運転、無免許運転、速度違反、車間距離不保持、シートベルト及びチャイルドシート着用義務違反等の指導取締りを徹底する。 ウ 高速道路走行中に、故障等により車両を停止させることを防ぐため、普段からの運行前点検等の重要性について、広報啓発を行う。 エ 高速道路運転中に、故障等により停車する必要がある場合、速やかに非常駐車帯や路肩に停車させ、ハザードランプや発炎筒、停止表示板を使用すること、また、同乗者全員がガードレールの外等安全な場所にただちに避難し、非常電話等で状況を通報すること等を広報啓発する。 オ 安全で快適な高速道路環境を提供するため、施設の適切な維持管理、安全情報提供の充実等を推進する。 カ 踏切通行時における安全確認の徹底を図る。 キ 踏切事故防止を図るため、事故防止機材等の整備や利用者への広報啓発活動を実施する。
	(13) 道路不正使用の一掃	交通の流れを阻害する道路の不正使用等（放置自転車を含む。）を一掃するため、広報及び指導取締りを実施する。
	(14) 人と環境にやさしい交通県民運動の推進	ア 県内の事業所にマイカー通勤している県民に対して、マイカー利用の自粛と、公共交通や徒歩、自転車等他の手段への転換を働きかける「エコ通勤、エコ通学トライアルウィーク」を実施する。 イ 鉄道、バス等の公共交通機関の利用を促進する。 ウ 「アイドリングストップ」、「ふんわりアクセル『eスタート』（やさしい発進を心掛ける。）」などのエコドライブを推進する。 エ 環境への負荷の少ない低公害車、アイドリングストップバス、高齢者や障害者の利用しやすいノンステップバス等の普及を図る。
	(15) 小型モビリティの適正な利用の推進	小型モビリティについては、安全面等の特性を理解してもらい、適正な利用の推進を図る。

高齢者の交通事故防止運動実施要領

1 目 的

本県は、高齢化率の進行が全国平均を上回り、交通事故に占める高齢者の被害の割合も高い状況となっている。

高齢者の特性を踏まえた安全運転の推進や効果的な交通安全の普及啓発を早急に進めるため、交通安全運動の主催機関・団体、協賛機関・団体は、それぞれの工夫を凝らした高齢者対策を幾重にも実施するものとし、高齢者の交通事故防止の徹底に努めるとともに、県民の交通安全意識の一層の醸成を図る。

また、山梨県交通安全対策本部、山梨県交通対策推進協議会は、県内で発生した高齢者の死亡事故の発生状況や事故防止対策等の情報を関係機関・団体等に発信し、情報の共有化等を図るとともに、同一時期の運動展開による効果的な対策の実現に向け、支援を行う。

2 主 唱 山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

3 主催機関・団体、協賛機関・団体（山梨県交通安全運動基本要綱別記1のとおり）

4 実施期間 毎月15日（「高齢者の交通死亡事故防止注意報」については通年）

5 運動の内容

- 交通安全運動の主催機関・団体、協賛機関・団体は、「高齢者の交通事故防止の日」である毎月15日を中心に、それぞれの組織の性格や特性を十分に活かして、工夫を凝らした独自の効果的な事故防止対策の実施に努め、既存の交通安全事業・運動等と連動させた高齢者交通事故防止のための効果的な取り組みを行う。
- 山梨県交通対策推進協議会は、高齢者（65歳以上）が被害者となった県内の交通死亡事故に着目し、県警本部からの情報提供を基に、60日間で5件以上の交通死亡事故が発生したとき、事故状況の情報、考えられ得る事故防止対策等についての分析を行い、「高齢者の交通死亡事故防止注意報」を発出し、市町村や山梨県交通対策推進協議会構成機関、団体に情報提供を行う。
- 交通安全運動の主催機関・団体、協賛機関・団体は、「高齢者の交通死亡事故防止注意報」を受け、関係機関への情報伝達と情報の共有化を図るとともに、事故防止対策を行う。
- 山梨県交通対策推進協議会は、全県の高齢者が集まるイベント会場で啓発活動を行う。

山梨県飲酒運転根絶運動実施要領

1 目 的

飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の市町村別発生状況のデータなどに基づき、地域ごとの発生要因等の分析、広報、啓発等を行い、県民一人ひとりの飲酒運転根絶意識の高揚を図る。また、飲酒運転を防止するための措置を強化する必要がある場合は、警報を発出して、県警察、市町村、その他関係機関・団体と連携協力して飲酒運転根絶の取組を推進し、飲酒運転を防止する。

2 主 唱 山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

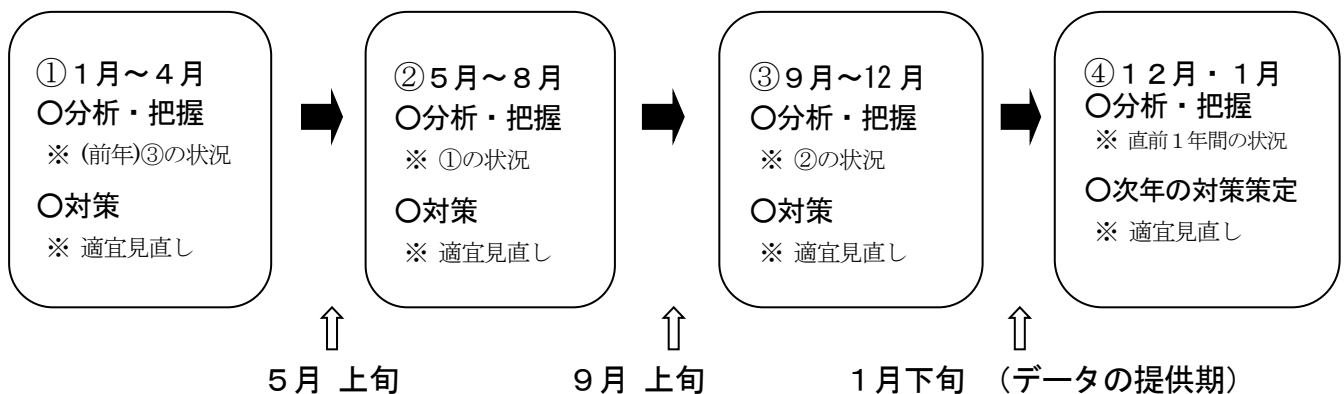
3 主催機関・団体 協賛機関・団体（山梨県交通安全運動基本要綱別記１のとおり）

4 実施期間 通年

5 重点期間 １月１日～１月３１日

6 運動の内容

- (１) 飲酒運転の根絶を地域の課題ととらえ、１月を「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」の期間とし、市町村ごとに実施する飲酒運転根絶対策の広報、啓発活動等により、地域住民の飲酒運転の根絶を目指す。
- (２) 山梨県内において、飲酒運転を伴う交通事故・事件の発生が基準に達した場合に「飲酒運転事故防止警報」を発出する。
- (３) 各関係機関等の役割
 - ・ 県は関係機関・団体等と連携し、様々な情報提供や講習会の開催等、飲酒運転根絶のため、意識の普及、啓発等に努める。
 - ・ 県警察本部は、４ヶ月ごとに、飲酒を伴う違反・事故の発生状況のデータを集計・分析し、県に提供する。
 - ・ 市町村は関係機関・団体等と連携し、飲酒を伴う違反・事故の発生状況のデータ等に基づき、飲酒運転の要因等の分析による現状把握を行い、飲酒運転根絶のため、実践的で効果的な広報、啓発等を行う。
 - ・ 関係団体は関係機関と連携し、飲酒運転根絶のための運動等に積極的に協力する。
- (４) 分析による把握と対策
 - ・ 市町村では、４ヶ月を１サイクル（①～③）として、発生状況のデータ等の分析による現状把握を行い、関係機関・団体等と連携し、各種対策を講ずる。
 - ・ 対策については、適宜、必要な見直しを行い、より効果的な運動等の推進に努める。
 - ・ 次年の対策策定を１２月・１月に行う。



(5)「飲酒運転事故防止警報」

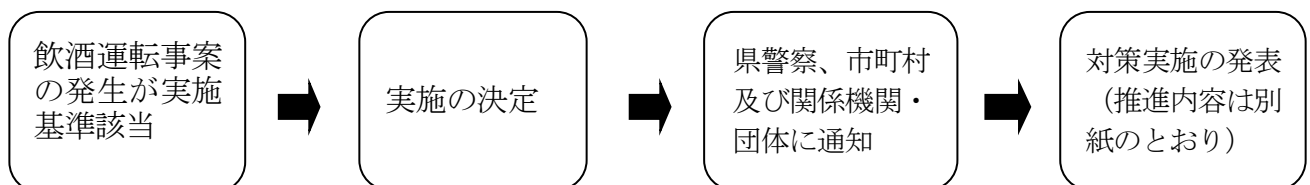
①実施基準

- ・ 飲酒運転による交通死亡事故（警察が報道機関へ発表したもの）
～ 1年以内に2件以上発生した場合
- ・ 社会的反響の大きい飲酒運転事案

②対策期間

事故発生後から概ね10日間（対策期間中、新たに重大な飲酒運転事案が発生する等、延長の必要がある場合、7日間以内で延長することができる。）

③実施の流れ



④「飲酒運転事故防止警報」を実施しない場合

交通死亡事故多発警報など他の取組と警報とが重複した場合、警報は実施しない。

別紙 緊急対策に伴う飲酒運転根絶運動の推進項目

推進機関	主な推進内容
県	1 市町村をはじめとした県交通対策推進協議会の構成機関・団体等に対し、警報の通知をし、飲酒対策についての協力を要請する。 2 ラジオ、テレビ、県ホームページその他あらゆる広報媒体を活用し、警報を周知するとともに飲酒運転根絶を呼びかける。 3 報道機関に対し、警報を公表する。 4 庁内の各課・出先機関に対し、各種会議、講演会等において警報の周知と飲酒運転根絶の呼びかけを実施するよう要請する。
警 察	1 警察の有するあらゆる広報媒体を活用し、警報を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 2 運転免許の更新者等に対して警報を周知するとともに飲酒運転根絶を呼びかける。 3 飲酒運転に対する交通取締りを強化する。
市町村	1 広報車、有線・無線放送、CATV、幟旗等により、警報を周知するとともに飲酒運転根絶を呼びかける。 2 市町村交通安全対策推進協議会ほか関係機関・団体等に対し、警報を通知し、飲酒運転根絶についての協力を要請する。 3 市町村の各課・出先機関に対し、各種会議、講演会等において警報の周知と飲酒運転根絶の呼びかけを実施するよう要請する。
道路管理者	1 道路表示板等により、警報を周知するとともに飲酒運転根絶を呼びかける。
全関係機関 ・団体共通	1 各機関・団体に所属する会員、事業所等に対し、警報を周知するとともに飲酒運転根絶を呼びかける。 2 各事業所等においては、職場放送、朝礼時等を利用して警報を周知するとともに、従業員等に対して飲酒運転根絶を呼びかける。

自転車等の安全適正利用推進運動実施要領

1 目 的

自転車及び特定小型原動機付自転車等（以下「自転車等」という。）が関与する交通事故の防止、自転車等事故被害者の救済を図り、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。

2 主 唱 山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

3 主催機関・団体、協賛機関・団体（山梨県交通安全運動基本要綱別記１のとおり）

4 実施期間 ５月１日～５月３１日

5 運動の内容

５月を「自転車等の安全適正利用推進運動」の期間とし、県は、自転車等が関与する交通事故防止、自転車等事故被害者の救済を図るため、全県的な視点から、自転車等の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定・実施するとともに、自転車等利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずる。また、国、市町村及び交通安全団体その他関係団体と連携し、必要な広報及び啓発を行う。

市町村は、県、関係機関・団体と連携し、それぞれの地域の実情に応じた自転車等の安全で適正な利用の促進のために必要な広報及び啓発を行う。

関係機関・団体等は、それぞれの組織の特性を活かした自転車等の安全で適正な利用を促進するための取組を行う。

また、「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の安全で適正な利用及び自転車損害賠償責任保険等への加入の促進を図るなどの取組を行う。

○具体的内容

実 施 主 体	具 体 的 内 容
山梨県交通安全対策本部 山梨県交通対策推進協議会	○ 各種交通安全運動に「自転車等の安全適正利用の推進」を掲げると共に、５月を「自転車等の安全適正利用推進運動」の期間とし、次の事項に積極的に取り組む ・ 広報車による巡回広報 ・ 啓発用品の作成・配布 ・ 啓発ビデオの貸し出し ・ ホームページでの広報啓発 ・ 自転車等利用者のヘルメット着用に対する広報啓発
市 町 村	○ ５月の「自転車等の安全適正利用推進運動」の期間及び対策本部の重点項目の設定状況を受け、必要に応じ、次の事項に取り組む ・ 広報紙（誌）・広報車・有線放送・回覧板等による広報啓発 ・ 啓発ビデオ放映（ロビー・待合室・交通安全教室・各種イベント等） ・ 横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出 ・ 職員及び関係機関・団体への運動趣旨の周知徹底と協力要請 ・ 庁舎内駐輪場利用者への呼びかけ ・ 自治会・町内会等への周知徹底と協力の要請 ・ 各種交通安全教室・イベント等の実施

関係機関・団体	○ 対策本部・市町村と協力しながら、必要に応じ、次の事項に取り組む ・機関紙（誌）等による広報啓発 ・横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出 ・職員（従業員）及び家族に対する呼びかけ ・構成組織への運動趣旨の周知徹底 ・各種会合・研修会等を利用した呼びかけ ・各種交通安全教室・イベント等の実施
---------	--

二輪車交通事故防止運動実施要領

1 目 的

自動二輪車及び原動機付き自転車（以下「二輪車」という。）による悲惨な交通事故を防止するため、二輪車の安全運転及び交通マナーの遵守に関する広報、啓発等を行い、利用者の交通安全意識の高揚を図る。

2 主 唱 山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

3 主催機関・団体、協賛機関・団体（山梨県交通安全運動基本要綱別記１のとおり）

4 実施期間 4月29日～5月6日 二輪車事故防止の日 8月19日

5 運動の内容

ゴールデンウィークを「二輪車交通事故防止運動」の期間、8月19日を「二輪車事故防止の日」として、県は、二輪車による交通事故防止のため、全県的な視点から、二輪車の安全運転及び交通マナーの遵守に係る必要な情報提供を行うとともに、関係機関・団体等と連携し、利用者等への意識の普及、啓発を行う。

市町村は、関係機関・団体と連携し、それぞれの地域の実情に応じた二輪車による交通事故を抑止するための広報、啓発のための取り組み等を行う。

関係機関・団体等は、それぞれの組織の特性を活かした二輪車の事故防止のための取り組みを行う。

○具体的内容

実 施 主 体	具 体 的 内 容
山梨県交通安全対策本部 山梨県交通対策推進協議会	○ 「全国交通安全運動」に山梨県独自の重点項目として「二輪車の交通事故防止」を加えると共に、「二輪車交通事故防止運動」の期間及び「二輪車事故防止の日」において、次の事項に積極的に取り組む ・ 駐輪場の利用者を対象とした街頭キャンペーン等の実施 ・ 事故多発市町村と連携した広報啓発活動 ・ 広報車による巡回広報 ・ 啓発用品の作成・配布 ・ 啓発ビデオの貸し出し ・ ホームページでの広報啓発
市 町 村	○ 「二輪車交通事故防止運動」の期間、「二輪車事故防止の日」及び対策本部の重点項目の設定状況を受け、必要に応じ、次の事項に取り組む ・ 広報紙（誌）・広報車・有線放送・回覧板等による広報啓発 ・ 啓発ビデオ放映（ロビー・待合室・交通安全教室・各種イベント等） ・ 横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出 ・ 職員及び関係機関・団体への運動趣旨の周知徹底と協力要請 ・ 庁舎内駐車場利用者への呼びかけ ・ 自治会・町内会等への周知徹底と協力の要請 ・ 各種交通安全教室・イベント等の実施

関係機関・団体	○ 対策本部・市町村と協力しながら、必要に応じ、次の事項に取り組む ・機関紙（誌）等による広報啓発 ・横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出 ・職員（従業員）及び家族に対する呼びかけ ・構成組織への運動趣旨の周知徹底 ・各種会合・研修会等を利用した呼びかけ ・高校生を対象とした安全教室の開催
---------	---

全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動実施要領

1 目 的

交通事故被害を軽減させる効果の高い全席シートベルト・正しいチャイルドシートの着用について徹底を推進するとともに、毎月１４日の着用推進の日に、広報啓発と指導取締りを連携させて実施する等、運動の効果的な展開を図る。

2 主 唱 山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

3 主催機関・団体、協賛機関・団体（山梨県交通安全運動基本要綱別記１のとおり）

4 実 施 期 間 毎月１４日

5 運動の内容

関係機関・団体等は、「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」である毎月１４日を中心に、それぞれの実態に即した広報啓発活動及び街頭指導等の効果的な運動を実施する。

○具体的内容

（１）広報啓発

実 施 主 体	具 体 的 内 容
山梨県交通安全対策本部 山梨県交通対策推進協議会	○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」 （毎月１４日）におけるキャンペーンの実施 ○ 新聞広告の掲載 ○ 広報車による巡回広報 ○ マタニティ教室等で普及・啓発活動を行う ○ 啓発ビデオの貸し出し ○ ホームページでの広報啓発
市 町 村	○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」 （毎月１４日）におけるキャンペーンの実施 ○ 広報紙（誌）・広報車・有線放送・回覧板等による広報啓発 ○ 啓発ビデオ放映（ロビー・待合室・交通安全教室・各種イベント等） ○ 横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出 ○ 職員及び関係機関・団体への運動趣旨の周知徹底と協力要請 ○ 庁舎内駐車場利用者への着用の呼びかけ ○ 自治会・町内会等への周知徹底と協力の要請 ○ 各種交通安全教室・イベント等の実施

関係機関・団体	○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」 （毎月１４日）におけるキャンペーンへの参加・協力 ○ 機関紙（誌）等による広報啓発 ○ 横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出 ○ 職員（従業員）及び家族に対する着用の呼びかけ ○ 構成組織への運動趣旨の周知徹底 ○ 各種会合・研修会等を利用した着用の呼びかけ
---------	--

（２）指導取締り

各警察署において、広報啓発活動と連携させて、シートベルトの着用義務違反及びチャイルドシートの使用義務違反の指導取締りを重点的に実施する。

（３）チャイルドシート使用普及街頭啓発活動

各市町村において、保護者が園児を送迎する時間帯に、チャイルドシートの使用を呼びかける街頭啓発活動を行う。

県においては、後部座席のシートベルト・チャイルドシート使用普及啓発活動を行う。